

事業承継をお考えの皆さまへ

事業承継対策のご案内

～株価対策をご検討の皆さまへ～

事業承継対策は大きく分けて、①後継者対策 ②株価対策 ③納税資金対策 ④争族対策の4つに分類されます。株価対策を行う上では、血縁関係のある後継者に株式を移転する際の株価の算定方法を把握することが必要です。

【会社の規模の判定】

売上高、総資産、従業員数から会社の規模を判定します。会社の規模によって計算方法が決まります(※)。

※:同族株主以外の株主が取得した株式は除きます。

【原則的評価方式の適用関係】

会社の規模		原則的評価方式の適用関係	
大会社		① 類似業種比準価額 ② 純資産価額	いずれか低い方
中 会 社	中会社『大』	① 類似業種比準価額×0.9+純資産価額×0.1 ② 純資産価額	いずれか低い方
	中会社『中』	① 類似業種比準価額×0.75+純資産価額×0.25 ② 純資産価額	いずれか低い方
	中会社『小』	① 類似業種比準価額×0.6+純資産価額×0.4 ② 純資産価額	いずれか低い方
小会社		① 純資産価額 ② 類似業種比準価額×0.5+純資産価額×0.5	いずれか低い方

【相続税法上の株価の計算方法】

①類似業種比準価額

評価会社(分子)と類似会社(分母)の配当、利益、純資産を比準して計算。

$$A \times \left(\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 1 + \frac{d}{D} \right) \times \frac{1}{3} \times \begin{matrix} \text{斟酌率} \\ 0.7 \\ 0.6 \\ 0.5 \end{matrix} \times \frac{\text{1株当りの資本金等の額}}{50\text{円}} = \text{株価}$$

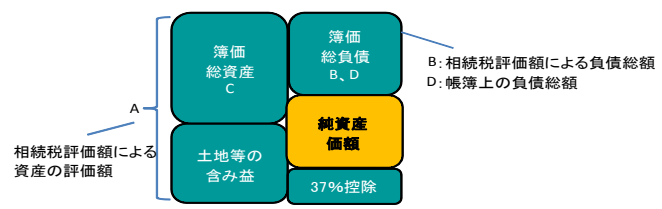
(A: 類似業種株主数, b: 類似業種株主の配当, B: 類似業種株主の総数, c: 類似業種株主の利益, C: 類似業種株主の総数, d: 類似業種株主の純資産, D: 類似業種株主の総数)

類似業種株主: 比準割合が1倍に改正(改正前は3倍)され、利益が大きい会社は改正前と比べて株価が下がると想定されます。
会社の規模によって掛目が変わります。

②純資産価額

資産・負債について時価評価(相続税評価額)し、株価を計算。

$$\frac{(A-B) - [(A-B) - (C-D)] \times 37\%}{(\text{発行済株式数}) - (\text{自己株式数})} = \text{株価}$$



ポイント

会社の規模の判定によって、株価算定方法が決まります！
類似業種比準価額方式と純資産価額方式の2種類で株価を計算します!!

- ・類似業種比準価額方式と純資産価額方式の2通りの計算方法を知るとは、株を渡すタイミングを図り、対策を考える一助となります。
- ・一般的にはわかりにくいとされる未上場会社の株価を計算しておくことで、将来起こり得る相続税等の負担を「見える化」することができます。

商工中金のサポート

商工中金ではお客様の**株価対策のお悩み**について、実績のある**専門家と連携**し以下のサービスを提供しております。お気軽にお問い合わせください。

- ①事業承継全般に係る**情報提供、簡易株価算定(無料)**
- ②事業承継対策を専門とする**会計士・税理士等のご紹介(有料)**



本資料は、商工中金が信頼に足り、かつ正確であると判断した情報に基づき作成していますが、商工中金はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容が事前連絡なしに変更されることもあります。本資料の具体的なご検討や実行に際しましては、必ず貴社の税理士、弁護士等の専門家に事前十分に相談の上、貴社ご自身の責任でその採否をご判断下さい。